

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）奥白方畑かん地区）計画を変更することについて平成24年5月17日認可した。

平成24年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造